

大任町空き家・空き地情報バンク運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の空き家等に関する情報の収集、公開及び提供を通して、既存住宅及び未利用地の有効活用を促すことにより、町への新規住民の受入れ等を可能とし、これにより地域の少子高齢化の軽減及び過疎化の解消を促し、若年層の定住化や町内人口の増加による地域活動の維持、活性化を図り、もって町の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 町内に存する空き家・空き地（空き家・空き地となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、利用希望者に対し、紹介を行う制度をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 町内定住等を目的として、空き家バンクに登録された空き家情報の利用を希望する者

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

- 2 前条第2号及び第3号に定める者で、大任町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条で定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた者は、空き家バンク事業を利用できないものとする。
- 3 町長は、空き家等に関する情報を空き家バンクに登録しようとする所有者等（以下「物件登録希望者」という。）又は利用希望者が前項に定める者であるかについて、警察に照会することができる。

(空き家等の登録申請等)

第4条 物件登録希望者は、空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家・空き地情報登録台帳（様式第3号。以下「物

件登録台帳」という。)に登録し、その旨を空き家バンク物件登録完了書(様式第4号)により当該物件登録希望者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による登録がない空き家等であっても、空き家バンクによる活用が適当と認めるときは、当該所有者等に対してこの制度による登録を勧めることができる。

(物件情報の登録拒否)

第5条 町長は、第4条の規定による申請に係る空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 法令等に違反している建築物又は土地
- (2) 法律で建築物が建設できない規制を受けている土地
- (3) 空き家等の状態、周囲の環境等から見て、当該空き家等を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他町長が定めた建築物又は土地

2 町長は、物件登録希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人で復権を得ない者
- (3) 法人でその役員又は営業所の代表者のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- (4) その他町長が定めた者又は法人

(空き家登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第2項の規定による空き家バンク登録完了書の通知を受けた申請者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク物件登録変更届(様式第5号)及び登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録台帳の登録を削除するとともに、その旨を空き家バンク物件登録取消し通知書(様式第6号)により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク物件登録取消し願い書(様式第7号)の提出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録台帳に登録後、2年を経過したとき(登録の更新があった場合を除く)。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家利用希望の申込み等)

第8条 空き家バンクへ利用希望者に関する登録をしようとする者は、空き家バンク利用希望者登録申請書(様式第8号)を町長へ提出しなければならない

い。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、空き家バンク利用希望者台帳（様式第 9 号。以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、その旨を空き家バンク利用希望者登録完了書（様式第 10 号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用希望者情報の登録拒否）

第 9 条 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人で復権を得ない者
- (3) 法人でその役員又は営業所の代表者のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- (4) その他町長が定めた者又は法人

（利用希望者台帳の登録事項の変更）

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定による登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく利用希望者登録事項変更届（様式第 11 号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の抹消）

第 11 条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用希望者登録取消し通知書（様式第 12 号）により当該利用者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用希望者登録取消し願い書（様式第 13 号）の提出があったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者台帳に登録後、2 年を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家等の情報）

第 12 条 町長は、必要に応じて、物件登録者により登録された情報の一部を公開するとともに、利用登録者に提供するものとする。

2 利用登録者は、空き家バンクの情報の利用を希望するときは、空き家バンク利用申請書（様式第 14 号）及び誓約書（様式第 15 号）に必要事項を記入して、町長に提出しなければならない。

3 空き家バンク事業の運用に関する個人情報の取扱いについては、大任町個

個人情報保護条例（平成 22 年条例第 61 号）に基づき適正に管理及び運用しなければならない。

（遵守事項）

第 13 条 物件登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報に関する内容の確認並びに売買及び賃貸借契約に関する交渉は、物件登録者及び利用登録者の双方の責任において行うこと。
- (2) 契約に関する紛争が生じた場合は、物件登録者及び利用登録者の双方の責任において解決を図ること。

（免責事項及び結果報告）

第 14 条 町長は、物件登録者及び利用登録者が行う空き家等に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

2 前項の交渉、契約に関する紛争及び損害等について、町は一切責任を負わないものとする。

3 物件登録者は、交渉等結果について、空き家バンク交渉結果報告書（様式第 16 号）により、町長に報告しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。